

萩市空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

平成28年5月1日制定
平成31年4月1日改正
令和5年6月1日改正
令和6年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、萩市空き家情報バンク制度に登録して入居者募集を行っている物件（以下「登録物件」という。）の所有者等に対し、登録物件の家財道具等を処分するための費用を補助することに関する必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 萩市空き家家財道具等処分費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 登録物件の所有者、その相続人、相続財産管理人、成年後見人などの登録物件の家財道具等を処分する権限を有する者
- (2) 補助金に係る空き家を空き家情報バンクを通じて売却又は賃貸するまでの間、継続して3年以上空き家情報バンクに登録する意思を有する者
- (3) 市町村税等に滞納のない者
- (4) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- (5) 萩市一般廃棄物収集運搬許可業者に家財道具等の処分及び搬出を依頼する者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、物件の家財道具等の処分及び搬出に要する経費（以下「対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、毎年度予算の範囲内で、対象経費の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 補助金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、萩市空き家家財道具等処分費補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (2) 処分費等が確認できる書類
- (3) 処分対象となる家財道具等の状況写真
- (4) 滞納がないことの証明書
- (5) 自ら第2条第1号に規定するいずれかの者であることを証する書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適當と認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、萩市空き家家財道具等処分費補助金交

付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり条件を付すことができる。

（補助対象事業の変更等）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請書の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、速やかに萩市空き家家財道具等処分費補助金変更等承認申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更等の可否を決定し、萩市空き家家財道具等処分費補助金変更等承認（不承認）決定通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象となる家財道具等の処分が完了したときには、速やかに空き家家財道具等処分費補助金実績報告書（別記第6号様式）に必要な書類等を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第9条 市長は、完了報告の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適當と認めたときは補助金の額を確定し、萩市空き家家財道具等処分費補助金額確定通知書（別記第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに萩市空き家家財道具等処分費補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合並びに正当な理由なく補助金に係る空き家の空き家情報バンクへの登録を取り消した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。